



平成 23 年 5 月 9 日

各 位

会社名 愛知時計電機株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 登
(コード番号 7723 東証・名証 第一部)
問い合わせ先 常務取締役管理統括本部長
小野田 晋也
(TEL 052-661-5151)

役員退職慰労金の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、役員報酬制度改定の一環として役員報酬体系の見直しを行い、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金を廃止することを決議し、あわせて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、役員の株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることなどを目的として株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 23 年 6 月 29 日に予定されております第 88 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金の廃止について

当社の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金を、平成 23 年 6 月 29 日に予定されております第 88 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、各役員の退任後に支払う予定です。取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、前記の第 88 回定時株主総会に議案を付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社の取締役及び監査役（非常勤監査役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。このうち、取締役及び監査役（非常勤監査役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションについては、平成 23 年 6 月 29 日に予定されております第 88 回定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を付議いたします。

なお、当社の取締役及び監査役（非常勤監査役を除く）に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数は、取締役に対して 190 個、監査役（非常勤監査役を除く）に対して 30 個を上限とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより、交付を受けることができる株式の数は、取締役に対しては当社普通株式190,000株を、監査役（非常勤監査役を除く）に対しては当社普通株式30,000株を上限とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下付与株式数という）は1,000株とする。

なお、当社が、本議案の決議の日（以下決議日という）以降、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

上記の付与株式数の調整が行われた場合には、取締役及び監査役（非常勤監査役を除く）それぞれに交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に上記①の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から20年以内の範囲で、取締役会において定める。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとする。
- ② その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以 上